

第7章 共通的・基盤的施策

第1節 環境影響評価

1 環境影響評価

土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業の実施にあたって、あらかじめ事業者自ら調査・予測・評価を行い、適切な環境保全措置を検討する**環境影響評価（環境アセスメント）***は、開発事業が環境に与える悪影響を未然に防止する上で極めて効果的な方法です。

大規模な開発事業を対象に、環境影響評価の実施を義務づけるとともに、環境影響評価の結果を公表して地域住民等から意見を聴くこと等の手続を定めた制度として「環境影響評価法」がありますが、府では、対象事業や環境影響評価の対象項目を追加した「京都府環境影響評価条例」を制定し、より幅広い開発事業に対して審査・指導を実施しています。

京都府環境影響評価条例の特徴としては、環境影響評価法に比べて、対象事業の規模を2分の1程度まで引き下げるとともに、林道や廃棄物焼却施設の整備等の事業を追加しています。また、歴史と文化の香り高い京都らしさを確保するため、歴史的・文化的景観、文化財及び埋蔵文化財包蔵地も対象項目として追加しています。

2 環境影響評価の手続状況

府では、同条例に基づき、公告・縦覧・府ホームページでの公表・意見募集や、事業者に対する知事意見の送付等の手続を行っています。

現在、「京都府環境影響評価条例」に基づき、平成29年4月から枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業（京田辺市：廃棄物焼却施設）、平成30年8月から（仮称）太鼓山ウインドファーム（京丹後市、伊根町：風力発電所）の手続が、環境影響評価法に基づき、令和元年6月から北陸新幹線（敦賀・新大阪間）（京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、久御山町：新幹線鉄道）の手続が行われています。

表3-58 手続の概要

事業名称	枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業
事業種類	一般廃棄物焼却施設の設置 処理能力最大168t/日 (府環境影響評価条例対象)
事業予定地	京田辺市田辺ボケ谷地内ほか
環境影響評価の主な手続	平成29年4月25日 配慮書 縦覧開始 平成30年2月2日 方法書 縦覧開始
事業名称	(仮称)太鼓山ウインドファーム
事業種類	風力発電所の設置 最大出力7,490kW (府環境影響評価条例対象)
事業予定地	伊根町字野村地内及び京丹後市弥栄町野中地内ほか
環境影響評価の主な手続	平成30年8月17日 配慮書 縦覧開始 平成31年1月18日 方法書 縦覧開始
事業名称	北陸新幹線(敦賀・新大阪間)
事業種類	新幹線鉄道の建設 起点:敦賀駅、終点:新大阪駅 (環境影響評価法対象)
事業予定地	敦賀駅～新大阪駅に係る区域
環境影響評価の主な手続	令和元年6月1日 配慮書 縦覧開始 令和元年11月26日 方法書 縦覧開始

第2節 環境放射線監視・調査

1 高浜発電所及び大飯発電所に係る周辺環境影響監視・調査

府では高浜発電所及び大飯発電所による放射線の影響を監視するため、府内31カ所の放射線測定所等（モニタリングポスト）において、年間計画に基づき空間放射線を常時測定するとともに、米や大根等、私たちの身近にある環境試料中の**放射能***調査や発電所から排出される温排水が海洋環境に与える影響の調査を実施し、結果をホームページ等で公表しています。

調査結果については、学識経験者等で構成する「高浜発電所及び大飯発電所に関する環境測定技術検討委員会」において、平成30年度についても「周辺環境に対する異常は認められず、環境安全上問題はなかった」旨の意見をいただいています。

(1) 環境放射線監視結果

ア 空間放射線空気吸収線量率等

(イ) 空間放射線空気吸収線量率

平成25年度から測定を開始した8カ所（日出、上司、地頭、上杉、八津合、盛郷、島、本庄）を含め、高浜及び大飯発電所のUPZ圏内にある14カ所の放射線測定所において実施している**空間放射線空気吸収線量率***の平成30年度における測定値（線量率の年平均値）は、28～49ナノグレイ（Gy）*/時（nGy/h）であり、これまでの測定値と比較して異常は認められませんでした。地域や季節による差異は認められたものの、これらは地形、地質や降雨雪の影響によるものであると考えられます。

平成30年度における環境放射能測定車等による空間放射線空気吸収線量率の移動測定結果は、17～55ナノグレイ/時（nGy/h）であり、放射線測定所の測定結果とほぼ同じレベルでした。

(ロ) 空間放射線積算線量

平成30年度、26カ所のモニタリングポイントにおいて**TLD（熱蛍光線量計）***による約3カ月ごとの**空間放射線積算線量***の測定を行った結果、年間積算値は0.39～0.70ミリグレイ/年（mGy/y）であり、これまでの値と比べて大きな変動は認められませんでした。

(ハ) 浮遊じん中の放射能

吉坂、塩汲及び老富測定所において浮遊じん中の全アルファ・全ベータ放射能を連続測定したところ、いずれも異常が認められませんでした。

イ 環境試料の核種分析結果

環境試料（浮遊じん、雨水・ちり、農畜産物、海洋生物等）についてガンマ線放出**核種***分析を行った結果、人工放射性核種であるセシウム-137が陸土等から検出されましたが、これは過去の核実験や福島第一原発事故等に由来するものと推定され、高浜発電所及び大飯発電所に由来する放射性物質の影響は認められませんでした。また、トリチウム濃度を陸水、海

図3-47 モニタリングポスト設置地点（平成30年度）



水等について測定しましたが、過去の検出値と同程度検出、若しくは検出されず異常は認められませんでした。

このほか、ストロンチウム濃度を陸水、牛乳、米、めばる等について測定しましたが異常は認められず、プルトニウム濃度についても陸土、海底沈積物、米を対象に測定しましたが異常は認められませんでした。

ウ 被ばく線量の評価

被ばく線量*は、外部被ばく線量と内部被ばく線量に分けられます。

外部被ばく線量の評価は、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針について」（原子力安全委員会、平成13年3月）に基づき、より高い安全性を追求するスタンスに立ち、放射線測定所の空間放射線空気吸収線量率測定値で一定の変動幅を超えたものがすべて発電所に由来するものと仮定して、放射線測定所6局の最大値から推定しました。その結果、平成30年度の外部被ばく線量は0.001ミリシーベルト（**Sv**）*/年（mSv/y）でした。

また、内部被ばく線量についても、より高い安全性を追求するスタンスに立ち、米等の核種分析により検出された人工放射性核種がすべて発電所に由来するものと仮定し、その最大値を用いて「環境放射線モニタリング指針」（原子力安全委員会、平成20年3月）の計算式により試算したところ、平成30年度の内部被ばく線量は0.002mSv/yとなりました。

これらの結果は、「原子炉等規制法」で定められている公衆中の個人に対する年間の線量限度1mSv/yを十分下回っていました。

(2) 温排水影響調査

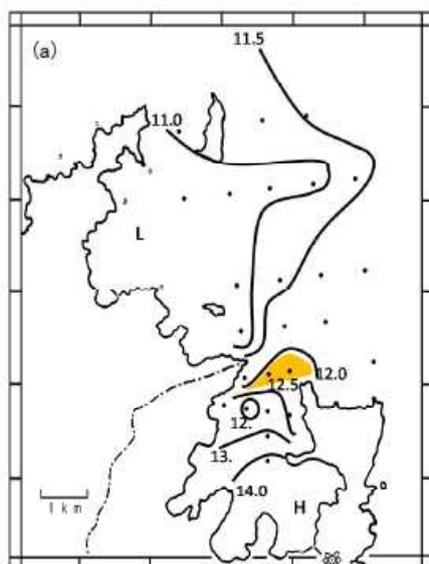
本調査は高浜発電所から放出される温排水が海洋環境に対して与える影響の有無を長期的に監視することを目的として実施しています。

当該海域の水温・塩分等の分布構造に与える温排水の影響を明らかにするために、水温・塩分の分布調査を実施したところ、過去の結果と比較して特段の異常は認められませんでした。

なお、6回の調査のうち、平成30年4、10、12月及び平成31年2月の調査時においては、高浜発電所3、4号機の原子炉が稼働しており、いずれの調査時においても、内浦湾内において湾外基準水温より1℃以上高い温排水が認められましたが、湾外への拡散は認められませんでした。

また、平成30年6月の調査時は、高浜発電所3号機の原子炉のみが稼働、平成30年8月の調査時は、高浜発電所の原子炉の稼働がなく、いずれの調査時においても、温排水の拡散は認められませんでした。

図3-48 温排水影響調査における各定点ごとの湾外基準水温+1℃以上の出現例



(平成31年 2月18日)